

長野県実行委員会 御嶽山国定公園指定記念事業委託業務 仕様書（案）

本仕様書は、御嶽山国定公園指定記念事業長野県実行委員会 会長 越原道廣（以下「委託者」という。）が行う、長野県実行委員会 御嶽山国定公園指定記念事業委託業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

長野県実行委員会 御嶽山国定公園指定記念事業委託業務

2 背景

御嶽山は、我が国有数の靈山であると同時に活火山であり、自然・信仰・暮らし・防災が重なり合う、特異性の高い山岳地域である。

一方で、その多面的な価値や背景については、基本的な理解や認知が十分ではないため、これらが体系的に整理され、県外・国外に向けて発信していくことがより一層求められる。

こうした状況のもと、御嶽山国定公園化は、単なる制度上の指定に留まらず、御嶽山及び木曽地域の価値を広く社会に示し、将来の来訪や関与につなげる重要な節目である。

2 履行期間

契約日から令和9年2月16日まで

3 目的

本事業は、御嶽山国定公園化を契機として、

- ①国定公園指定という節目を象徴する記念式典の実施を中心とし、
- ②御嶽山及び国定公園化の意義について地域住民及び県民の理解促進を一体的に行い、
- ③将来の周遊・誘客につながる広報・関連施策を展開することにより、

御嶽山及び木曽地域の価値を将来にわたり継承・発信することを目的とする。

4 事業概要

受託者は、本事業の背景及び目的を十分に理解した上で、以下の業務を一体的かつ有機的に実施すること。

- (1) 記念式典（象徴性・厳肅性の表現と来場体験設計）
- (2) 住民・県民への理解促進
- (3) 認知拡大（国内・インバウンドへの発信）
- (4) 誘客・周遊（PR→来訪→再発信の循環設計）
- (5) 繼続発信（成果物の再利用・将来展開可能な仕組み）

5 事業内容

(1) 記念式典の企画・実施（地域住民・県民への理解促進を含む）

ア 概要 本式典は、御嶽山の国定公園指定を内外に示す象徴的な機会として実施するものであり、厳肅さを基調としつつ、一般参加者を含む多様な来場者がその趣旨や特別性を感じることのできる場とする。

イ 日 時 令和8年7月4日（土）午前10時～午後2時
ウ 会 場 木曽福島スキー場レストラン「HAKUSAN」及びその周辺エリア
エ 内 容 開会式、記念式典、展示、体験 等
オ 来場想定数 300人

（2）御嶽山周遊施策・広報関連事業の実施

ア 概 要

御嶽山のみならず、木曽町・王滝村を含めた広域の木曽地域を「周遊できる魅力的なエリア」として発信し、事業の成果を一過性のものとせず、事業終了後も持続的に価値が伝わる構造を意識した取組を実施する。

イ 内 容

1 誘客につなげるための認知拡大施策の企画・実施（インバウンドを含む）

御嶽山及び木曽地域の魅力を国内外に広く伝えるための認知拡大施策を企画・実施すること。

2 誘客につながる施策の企画・実施（関連施策を含む）

認知拡大の取組と連動し、将来の来訪につながる誘客の基盤を形成するための施策を企画・実施すること。

6 委託業務内容

（1）記念式典開催業務

ア 記念式典の企画・実施（地域住民・県民への理解促進を含む）に関するこ

演出・展示・体験要素・導線設計等の具体的な内容については、本仕様書の趣旨を踏まえ、受託者の創意工夫による提案を求める。

- ・式典本体は木曽福島スキー場レストラン「HAKUSAN」において静謐で厳肅な雰囲気を基調に実施すること。知事あいさつ、来賓祝辞等の公式プログラムを適切に構成し、国定公園指定という節目を象徴的に表現すること。
- ・木曽福島スキー場レストラン「HAKUSAN」及びゲレンデは式典当日は原則として会場借上げにより通常営業を行わない想定とする。なお、提案内容によっては、指定管理者及び主催者との協議のうえ、式典の演出や来場者満足度向上を目的として、レストランとの連携を行うことを妨げるものではない。
- ・周辺の屋外スペース（テラス、ゲレンデ一部等を含む）を活用したエリア一体型の会場構成すること。
- ・屋外スペースを利用する導線や体験要素等については、屋外プログラムが実施できない場合に備え、式典の一部実施、内容の縮小、屋内等への切替など、雨天時でも実施可能な代替案を検討すること。
- ・式典本体に地域の特色や住民の思いを適切に反映させるため、地元住民・児童生徒・地域団体等が関わる演出・参加のあり方を検討対象とすること。
- ・御嶽山の自然・火山・文化・信仰等の価値を来場者に分かりやすく伝えるための展示、演出、空間構成（パネル展示、映像、インсталレーション、象徴的な空間演出等）の企画及び設置すること。

- ・来場者が式典に参加する意義を感じられるよう、式典本体の時間的前後または式典会場周辺に、御嶽山や木曽地域等の価値に触れる展示・演出・体験的要素を適切に配置すること。設置場所は、レストラン「HAKUSAN」屋内及び周辺のテラス、ゲレンデの一部等、会場の特性に応じて柔軟に設定できるものとする。
- ・本記念式典の企画及び実施にあたっては、長野県実行委員会構成員のうち、特に地域の観光関連団体等（木曽観光連盟、木曽町商工会、木曽おんたけ観光局、御嶽山火山マイスターネットワーク等）が有する地域固有の知見を、式典の演出・構成・来場体験設計等に適切に取り入れること。また、これらの団体の参画（例：展示協力、地域の価値を伝える説明や資料提供、来場者導線づくりへの助言、火山・自然に関する専門的知見の提供等）について、提案内容に応じて積極的に活用すること。
- ・上記の演出・展示・体験的要素は、式典本体と分離していても全体として一体的な来場体験となるよう構成すること。
- ・国定公園化という節目の重みを丁寧に表現することを最優先とし、過剰なコスト投入を避け、限られた予算内で質の高い運営すること。

イ 安全管理に関すること

- ・式典の開催においては、参加者の安全を確保するよう措置を講ずること。
- ・当日の気象状況（雷、濃霧、強風、急激な天候変化）や道路状況等を踏まえ、山頂会場への移動及び屋外プログラムの実施可否について、判断基準を設定すること。
- ・当日の実施可否（全面中止・一部変更・屋内切替等）については、受託者が必要な情報整理を行い、主催者が最終判断するものとし、受託者はその判断に基づき円滑に対応できる体制を整えること。
- ・雷、風雨、体調不良、転倒等の緊急時における初動対応（応急対応・救護・避難誘導）を明確にし、レストラン「HAKUSAN」内外の避難経路・避難場所と連動した対応手順を作成すること。
- ・木曽町、消防、警察、スキー場管理者等と連携し、緊急時の通報・搬送体制を事前に確認すること。

ウ 来賓、司会者等の選定及び調整に関すること

- ・記念式典に招待する来賓の選定、調整及び招待状の作成、発送
- ・円滑な進行が行える司会者の選定及び調整 等

エ 記念式典全体の運営及び会場準備等開催支援に関すること

- ・運営マニュアル、進行台本、イに定める安全管理内容を踏まえた緊急時対応計画等各種資料の作成
- ・運営に係るスタッフの手配計画、手配、指揮及び統括
- ・設備、備品及び消耗品等の必要物品の手配
- ・開催に伴う会場及び必要設備の設営、撤去
- ・リハーサル、本番の計画及び当日の円滑な運営
- ・来場者の受付方法の計画及び実施
- ・会場サインの作成 等

なお、会場内の移動については、地元自治体のバス等が使用できる場合がある（要調整）。

オ 記録のこと

- ・式典全体の記録映像・写真の撮影、編集、保存等に関する計画及び実施 等

カ 地域住民・県民への周知のこと

具体的な発信方法や媒体等については限定せず、受託者からの提案を求めるものとする。

- ・本周知は記念式典と連動し、式典の内容・演出・メッセージを効果的に活用しながら、御嶽山国定公園化の意義や価値が広く共有されるよう一体的に企画・実施すること。
- ・式典に来場しない地域住民及び県民に対しても、御嶽山国定公園化の意義や本式典の趣旨が伝わるよう、効果的な情報発信・周知等を行うこと。

(2) 御嶽山周遊施策・広報関連事業の実施業務

1 誘客につなげるための認知拡大施策の企画・実施（インバウンドを含む）のこと

御嶽山及び木曽地域の魅力を国内外に広く伝えるための認知拡大施策を企画・実施する。

- ・短期的な集客効果に留まらず、御嶽山及び木曽地域の魅力や意義が継続的に発信される構造となっていること。
- ・事業終了後も広報素材や記録を活用し、継続的な発信が可能となる設計（再利用性・展開性）となっていること。
- ・将来的な来訪や関与につながる認知形成を目的とすること。
- ・国内向けに加え、訪日外国人旅行者（インバウンド）も視野に入れた発信とすること。
- ・長野県実行委員会構成員のうち、特に地域の観光関連団体等（木曽観光連盟、木曽町商工会、（一社）木曽おんたけ観光局、御嶽山火山マイスターネットワーク等）が有する知見やネットワークを有意義に活用した施策設計とすること。
- ・御嶽山が活火山である特性を踏まえ、魅力発信と切り離すことなく、適正利用や安全配慮に関する理解を自然に組み込むこと。長野県が育成・認定している「御嶽山火山マイスターネットワーク」の知見やネットワークを活用することが望ましい。

2 誘客につながる施策の企画・実施（関連施策を含む）のこと

認知拡大の取組と連動し、将来の来訪につながる誘客の基盤を形成するための施策を企画・実施する。

- ・単発で完結するイベントの実施を目的としないこと。ただし、認知拡大施策と明確に関連づけられ、継続的な発信や展開につながる構造が示されている場合は可とする。
- ・事業成果が一過性に終わらず、地域全体で継続的な発信が行われる「継続性の仕組み」を構築すること。
- ・長野県実行委員会構成員のうち、特に地域の観光関連団体等（木曽観光連盟、木曽町商工会、（一社）木曽おんたけ観光局、御嶽山火山マイスターネットワーク等）が有する知見やネットワークを活用し、地域全体の魅力を最大限に引き出す施策設計とすること。

7 成果品

- (1) 本業務実施計画書
- (2) 本業務実施報告書（記念式典等の事業結果及び反省点を記載したもの）
- (3) (1)～(2)の電子データ（CD-R）
- (4) 記録写真

(5) その他、本業務の実施に伴い受託者が作成した全ての成果物（広報物、展示物、映像・音声データ、デザインデータ等）

8 業務に関する経費

本業務に履行に関する一切の経費は、委託者から支出する負担金で賄うものとする。

以下の経費については、事業費に含めるものとする。

・式典会場使用料 10万円

なお、誘客効果を最大化する観点から、予算額のうち、「(2) 御嶽山周遊施策・広報関連事業」には、300万円以上を充当すること。

9 その他留意事項

(1) 実施体制及び調整方法

ア 本事業の契約及び実施主体は御嶽山国定公園指定記念事業長野県実行委員会（事務局：長野環境部自然保護課内）とする。

イ 本事業の実施にあたっては、本仕様書に加え、受託者選定のため別途示す「提案要請項目」を踏まえ、本仕様書の内容を十分に理解した上で提案を行うものとする。

ウ 本事業の実施にあたっては、契約後、長野県実行委員会及び関係者との協議を踏まえ、事業内容の具体化及び必要な調整を行うものとする。

エ 本事業の実施にあたっては、長野県が使用権限を有するロゴマーク（専用フォント付）、キービジュアル、キャッチコピー等の既存広報素材を積極的に活用し、事業全体の整合性及び表現の一体性を確保するものとする。

(2) 著作権の取扱い

ア 本事業により作成される成果物（写真、映像、音声、原稿、図版、デザインデータ、編集データ、プログラム、ドキュメント等を含む。以下「成果物」という。）の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）は、原則として長野県に帰属するものとする。

イ 長野県は、事前の連絡なく、成果物の全部又は一部を複製、改変、翻案、編集、要約、結合、再構成し、二次利用（広報、ウェブ掲載、印刷物、展示、他事業での再利用、第三者への提供等）することができる。

ウ 受託者が従前から権利を有していた受託者固有の知識・技術・テンプレート等（以下「権利留保物」という。）は受託者に留保する。ただし、成果物に権利留保物が内在又は付随する場合、長野県は非独占的・無償・期限及び地域の定めなく権利留保物を使用し、成果物の利用に必要な範囲で改変・二次利用できるものとする。

エ 前各項の権利及び利用権限は長野県実行委員会が有するものとし、長野県実行委員会が解散後は前各項の権利及び利用権限は当然に長野県に承継されるものとする。

オ 制作に当たっては、第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において確認及び調整を行いながら実施すること。また、利用に当たっては、版権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が一次的かつ継続的に発生する場合は、受託者が負担すること。

カ 撮影又は制作される写真、映像については、撮影者又は出演者等の肖像権・著作権について、受託者の責任において必要な同意を取得するものとする。

キ 受託者は、本事業に関する成果物について著作者人格権行使しないものとする。

(3) 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

ア 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）及び諸規則

イ 委託契約書

ウ その他関連法令及び通達

(4) その他

ア 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。

イ 受託者は、仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

ウ 業務に関する経費又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

エ 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。

オ 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。

カ 検査、条件変更、個人情報の取扱いについては、業務委託契約書の規定によるものとする。